白山の火山活動が活発化した場合の 避難確保計画

一白山室堂諸施設一

平成 29 年 6 月

石 川 県 (一財) 白山観光協会

目 次

1.	計画の目的	1
2.	施設の位置	1
3.	避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲	2
4.	防災体制	4
5.	情報伝達及び避難誘導	6
5	5.1 臨時の解説情報等が発表された場合	7
	(1)情報収集・伝達	7
5	5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、	避難が必要とな
-	oた場合	8
	(1)情報収集・伝達	8
	(2)避難誘導対応	9
	(3)規制範囲外への避難	9
5	5.3 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、	突発的に噴火し
<i>t</i> :	と場合	10
	(1)情報収集・伝達	10
	(2)避難誘導対応	
	(3)規制範囲外への避難	
6.	資器材の配備等	16
7.	防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察	19
	付表 1	
	付表 2	21
	付表 3	22
	付表 4	23

1. 計画の目的

■当地区に立地する以下の施設は、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画に、活動火山対策特別措置法(以下「活火山法」という。)第6条に基づく「避難促進施設」として定められており、同法第8条に基づき本計画を定める。

本計画は、当施設に勤務する者(従業員)、施設の利用者、地区内の施設周辺にいる登山者等の噴火時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とするものである。

・白山室堂諸施設

施設

県有施設:(室堂ビジターセンター、くろゆり荘、こざくら荘、

御前荘、白山荘)

・民間施設:(白山雷鳥荘)

2. 施設の位置

- ■当地区は、白山想定火口域約 0.4 k mに位置しており、噴火警戒レベル 2(火口周辺規制)の場合は、立入規制が行われ、避難が必要となる。
- ■当地区に影響のある火山現象は、白山の火山活動が活発化した場合の避難計画によると、以下のとおりである。

火山現象

大きな噴石、火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流

■当地区の位置図を以下に示す。

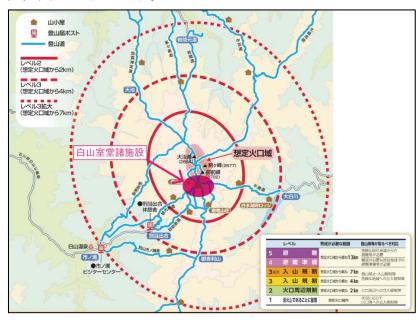


図2-1 地区の位置図

3. 避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲

- ■当地区において避難確保を行うべき対象は、当地区を構成する施設の従業員、利用者、また地区内の施設周辺にいる登山者等(以下「利用者等」という。)とする。
- ■当地区を構成するそれぞれの施設の従業員数、最大利用者数、当地区の施設周辺 にいる登山者等の想定人数は、以下のとおりである。

表 3-1 避難を確保すべき対象者数 (日中のピーク:8月の休日の14時ごろを想定)

業種		施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当地区の施設周辺にいる登山者等
	1	くろゆり荘		40 人	
	2	こざくら荘		40 人	
宿泊施設	3	御前荘	25 人	40 人	570 人
	4	白山荘	白山荘	30 人	570 人
	5	白山雷鳥荘		4 人	
その他	6	室堂ビジターセンター		116人	
小 計			25 人	270 人	570 人
		合 計			

表3-2 避難を確保すべき対象者数 (夜間のピーク:7月末の休日の夜間を想定)

業種		施設名	従業員数 又は 管理者数	最大 利用者数	当地区の施設周辺にいる登山者等
	1	くろゆり荘		200 人	
	2	こざくら荘		200 人	
宿泊施設	3	御前荘	25 人	200 人	0人
	4	白山荘		150 人	
	5	白山雷鳥荘		20 人	
小 計		25 人	770 人	0人	
合 計				795 J	

■対象とする範囲は以下のとおりである。

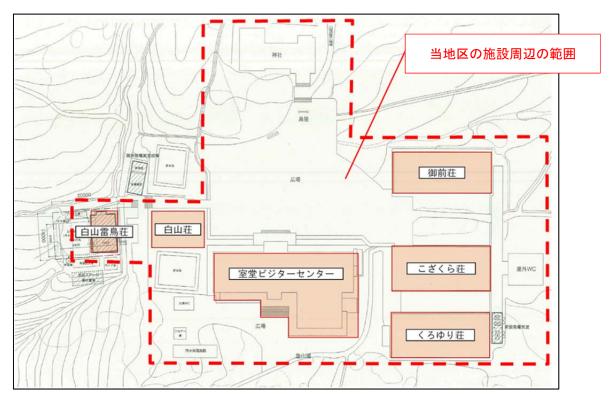


図3-3 対象とする範囲

4. 防災体制

■当地区の噴火時等の体制は、以下のとおりである。

表4-1 火山活動状況と体制の関係

状 況	体 制	班組織		
臨時の解説情報等が発表された場合	情報伝達 体制	室堂ビジターセンター (代表施設)については、 以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班	くろゆり荘、こざくら 荘、御前荘、白山荘、	
噴火警戒レベルの引上げ等 に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合 噴火警戒レベルの引上げ等 が無く立入規制等が無い中 で、突発的に噴火した場合	災害対応 体制	室堂ビジターセンター (代表施設)については、 以下の班体制をとる。 ・統括管理者 ・情報班 ・避難誘導班	白山雷鳥荘については、管理者を置く。	

■当地区の体制図

- ・室堂ビジターセンターを代表施設とし、白山雷鳥荘を含めた地区全体の災害対応の統括を行う。
- ・代表施設と地区を構成する施設は、以下の体制をとり、災害対応にあたる。
- ・当施設の統括管理者が不在の場合等には、以下の者が統括管理者の代理となる。

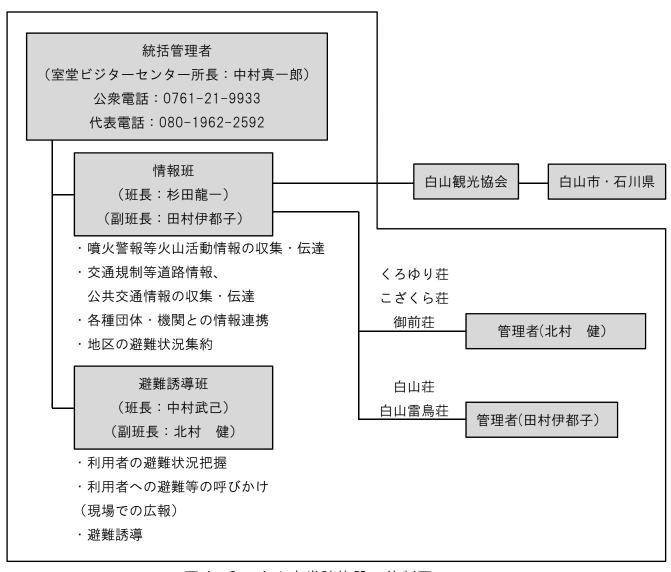


図4-2 白山室堂諸施設の体制図

表4-3 統括管理者の代理者

代理順位	代理者名
第1位	中村武己
第2位	杉田龍一

5. 情報伝達及び避難誘導

- ■情報伝達及び避難誘導は、大きく以下の3つの場合に分けている。
 - ①臨時の解説情報等が発表された場合
 - ②噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
 - ③噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合
- ■関係機関の連絡先、参考とするべき情報の例は、以下のとおりである。

表 5-1 関係機関連絡先一覧

分類	業種	施設名	連絡先
		石川県危機対策課	076-225-1482
		石川県自然環境課	076-225-1477
連絡先	行政機関	白山市危機管理課	076-274-9536
(外部機関との窓口)	1〕以(成民)	(夜 間) 白山市観光課	(076-276-1111)
			076-274-9544
		(夜 間)	(076-276-1111)
参考		金沢地方気象台	076-260-1462
(防災対応では、連絡をとる必要は	その他の機関	白山野々市広域消防本部	076-276-1119
ないが、知っておくべき関係機関)		白山警察署	076-216-0110

5.1 臨時の解説情報等が発表された場合

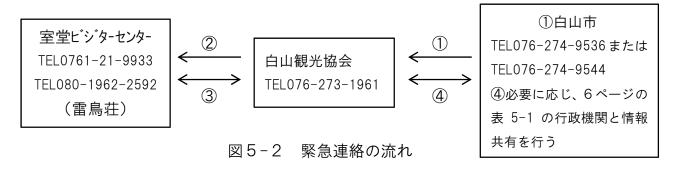
(1)情報収集・伝達

- ■情報収集・伝達に関して行うことは以下のとおりである。
 - ①臨時の解説情報が発表された場合、白山市(石川県)から白山観光協会へ情報 伝達を行う。
 - ②室堂ビジターセンターは白山観光協会からの連絡を受けた場合、ただちに情報収集体制をとる。
 - ③その後、白山観光協会と随時、情報収集・伝達を行う。
 - ④白山観光協会は、白山市・石川県と随時、情報収集・伝達を行う。
 - ⑤施設内や屋外空間にいる利用者等に臨時の解説情報が発表されたことを呼び かける。広報文案を下記に記す。

<臨時の解説情報が発表された場合>

ただ今、気象庁から白山に関する臨時の解説情報が出されました。今後の火山活動や気象庁・ 白山市から出される情報にご注意ください。

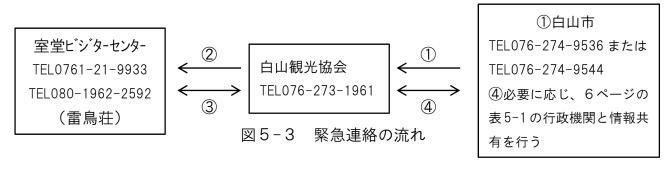
繰り返します・・・・・



■立入規制を行う場合

- ・「5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合」に準ずる。
- ■6ページの表5-1と20ページの付表1にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

- 5.2 噴火警戒レベル引上げ等に対応した立入規制等により、避難が必要となった場合
- (1)情報収集·伝達
 - ■白山の火山活動が活発化した場合の避難計画には、白山の噴火警戒レベルの引上 げ、又は、立入り規制を実施した場合、白山市(石川県)が室堂ビジターセンターに第 一報を伝達する。
 - ■情報収集・伝達は次のとおり行う。
 - ①白山の噴火警戒レベルの引上げ、又は立入規制を実施したことについて、白山市(石川県)は白山観光協会へ情報伝達を行う。
 - ②室堂ビジターセンターは白山観光協会から第一報を受けた場合、ただちに災害対応体制をとる。
 - ③その後、白山観光協会と随時、情報収集・伝達を行う。
 - ④白山観光協会は、白山市・石川県と随時、情報収集・伝達に努め、避難対応の 実施について協議を行う。



■6ページの表5-1と20ページの付表1にある、関係機関の連絡先や参考とすべき情報の例を見て、対応にあたるものとする。

(2)避難誘導対応

■利用者等への情報伝達

- ・情報班は、館内放送などを使って、利用者等に噴火警戒レベルが引き上げられたことや避難勧告・避難指示が発令され、規制範囲外へ退避が必要なことを伝える。
- ・地区共同のスピーカーは、情報班が操作し、広報する。
- ・広報文案を下記に記す。

<施設の屋外空間及び建物内への広報>

ただ今、白山の噴火警戒レベルが〇に上がりました。これにより、火口から〇km圏に立入規制がかかり、当施設も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに規制範囲外への避難をお願いします。避難方法については、係員の指示に従ってください。

繰り返します・・・・・

<施設周辺の広報>

ただ今、白山の噴火警戒レベルが〇に上がりました。これにより、火口から〇km圏に立入規制がかかり、この周辺も規制範囲に含まれます。ご利用の皆様は、速やかに避難してください。 避難に際しては、白山市や気象庁等から出される情報に注意してください。

繰り返します・・・・・

(3) 規制範囲外への避難

■規制範囲外への避難の実施

- ・避難誘導班は利用者の円滑な避難誘導を行う。
- ・避難誘導班は利用者の人数や避難の状況などを把握・整理する。
- ・規制範囲外への避難手段は、徒歩で下山し、その後、自家用車等各自の手段で 規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、白山市から指示があった場 合はこの限りではない。
- ・避難手段のない緊急退避者がいる場合、白山市に車両の手配等を要請する。
- ・最後に、建物内に残留者がいないか確認する。
- ・避難誘導班は施設を閉鎖し退避する旨、周知の張り紙を設置する。
- ・避難経路は、15ページの図5-13を参照する。

5.3 噴火警戒レベル引上げ等が無く立入規制等が無い中で、突発的に噴火した場合

(1)情報収集・伝達

- ■突発的に噴火が発生した場合、当地区が行う情報収集・伝達は、以下のとおりである。
 - ①室堂ビジターセンターは白山の噴火の発生を認知した場合、ただちに災害対応体制をとるとともに、白山観光協会に噴火の発生や災害対応体制をとったことを伝達する。
 - ②白山観光協会は白山の噴火の発生と、災害対応体制をとったことを、白山市・石川県に伝達する。
 - ③白山市・石川県は白山観光協会と相互に連絡体制をとる。
 - ④情報班は、その後も継続して白山観光協会と連絡を取り合い、情報共有を行う。 共有を行う情報は以下のとおり。
 - ・施設が把握している火山活動の状況
 - ・地区全体の利用者等の避難状況、被災状況(負傷者数など)
 - ・地区内の施設及び周辺の被害状況
 - ・気象台・専門家等から得られる今後の火山活動の推移など
 - ・規制範囲外への避難実施のタイミング



②白山市·石川県

・白山市

TEL076-274-9536

(夜間)076-276-1111(代表)

・石川県

TEL076-225-1482

③必要に応じ、6ページの表 5-1の行政機関と情報共有を 行う

(2)避難誘導対応

- ■利用者等への情報伝達(屋外から屋内への緊急退避の誘導等)
 - ・情報班は、館内放送と屋外スピーカーで、屋外にいる利用者等に噴火の発生を 伝え、建物内への緊急退避を呼びかけるとともに、建物内にいる利用者に対し ても白山が噴火したことを伝え、建物外へ出ないよう呼びかける。
 - ・避難誘導班は、自分の安全を確保しつつ、建物の入り口等で、屋外にいる利用 者等に対して、拡声器等で建物内に入るよう呼びかける。
 - ・屋外スピーカーは、室堂ビジターセンターの情報班が操作し、利用者等に呼び かける。
 - 対象範囲は、3ページの図3-3を参照する。

・広報文案を下記に示す。

<屋外空間への広報>

ただ今、白山が噴火しました。ただちに、最寄りの建物内へ避難してください。 繰り返します・・・・・・

<建物内>

ただ今、白山が噴火しました。建物の外へ出ないでください。また、建物内のより 安全な場所へ誘導しますので、係員の指示に従って下さい。

繰り返します・・・・・

■建物内への緊急退避誘導

- ・屋外にいる利用者は、避難促進施設等、少しでも危険を回避できる可能性のある場所に緊急退避する。
- ・避難誘導班は、利用者や建物内の緊急退避者に、マスクとヘルメットを配布し、 建物内のより安全な場所へ誘導する。緊急退避者が入りきらない場合には、1 階か、火口からより遠い場所へ誘導する。
- ・各施設内のより安全な場所を以下に示す。

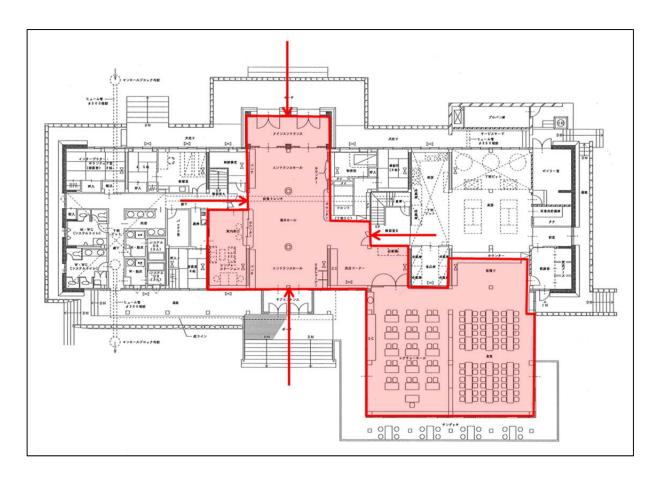


図5-5 室堂ビジターセンター内のより安全な場所

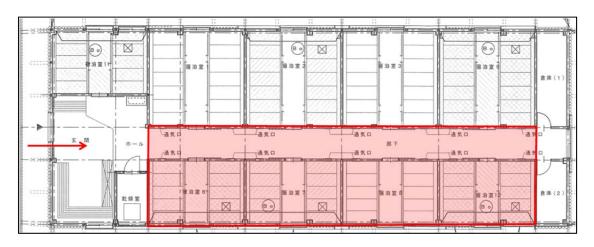


図5-6 くろゆり荘内のより安全な場所

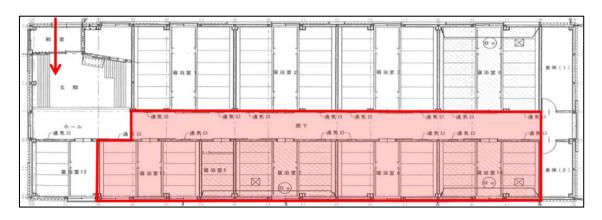


図5-7 こざくら荘内のより安全な場所

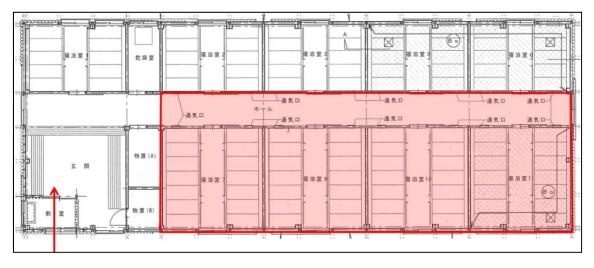


図5-8 御前荘内のより安全な場所

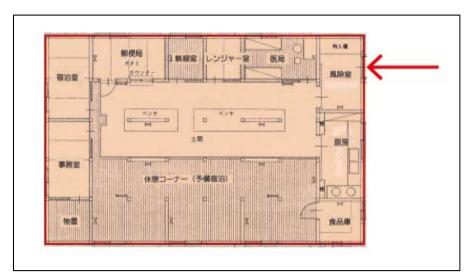


図5-9 白山荘内のより安全な場所

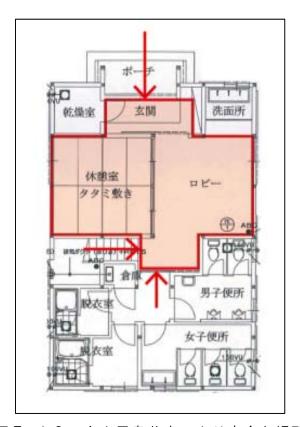


図5-10 白山雷鳥荘内のより安全な場所

■退避スペースの把握

- ・退避者1人当たりの必要面積は、災害発生直後では1m²/人とされている。
- ・各施設の建物内のより安全な場所の面積と退避者数を以下に示す。

表5-11 退避可能人数

施設名	より安全な	温波可能人物	退避者数	退避者数
心 放石	場所の面積	退避可能人数 	(日中)	(夜間)
室堂ビジターセンター	300m ²	300 人		
くろゆり荘	120m²	120 人		
こざくら荘	120m²	120 人	965 1	795 人
御前荘	140m²	140 人	865 人	/95 人
白山荘	150m²	150 人		
白山雷鳥荘	35m ²	35 人		
合 計	865m²	865 人	865 人	795 人

[※]退避者数は、「3.避難確保計画の対象とすべき人数及び範囲」の利用者等の合計とした。

■退避者状況の把握・整理

- ·避難誘導班は、緊急退避誘導が行われ、施設内で一定の安全が確保された後、 緊急退避者の状況を可能な限り把握・整理する。
- ・整理する様式は以下のとおり。

表 5-12 退避状況整理様式

			В	年 月 日 <u>時間: : 現在</u>
	退避者数		うち負傷者数	備考
利用者従	業員等	合計	プロロス	1佣石

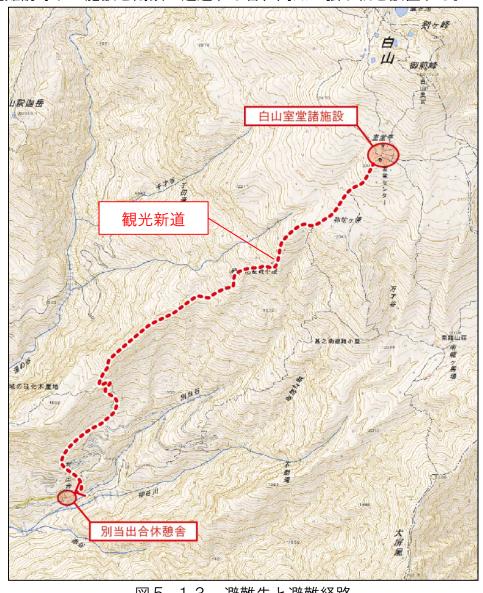
■応急手当の対応

・負傷者に対して、可能な限り応急手当を行う。

(3) 規制範囲外への避難

■規制範囲外への避難の実施

- ・緊急退避者等の、規制範囲外への避難の実施の可否やタイミングについて、情 報班は白山市と連絡を取り、協議の上、規制範囲外への避難を実施する。その 際、避難誘導班は利用者の円滑な誘導を行う。
- ・規制範囲外の避難先は別当出合休憩舎とし、規制範囲外への避難経路は下記の とおりとする。ただし、白山市の指示があった場合はこの限りでない。
- ・規制範囲外への避難手段は、徒歩で下山し、その後、自家用車等各自の手段で 規制範囲外へ避難することを基本とする。ただし、白山市から指示があった場 合はこの限りではない。
- ・避難手段のない緊急退避者がいる場合、白山市に車両の手配等を要請する。
- ・最後に、建物内に残留者がいないか確認する。
- ・避難誘導班は施設を閉鎖し退避する旨、周知の張り紙を設置する。



避難先と避難経路 図 5 - 1 3

6. 資器材の配備等

- ■当施設の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況
 - ・当施設における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備蓄物資は、下表のとおりである。
 - ・施設従業員は、日頃からこれらの資機材等の使用方法並びに保管場所を周知しておき、その維持管理に努めるものとする。

表6-1 室堂ビジターセンターにおける保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
	テレビ	室堂センター1F	1 台
	インターネット端末(PC)	・室堂センター受付	1 台
情報収集・伝達	携帯電話	主主ビング・文刊	1 台
	ラジオ	室堂センター1F、厨房	2 台
	公衆電話		3 台
	放送設備	室堂センター1F	一式
	医薬品		一式
避難誘導	ヘルメット	・室堂センター2F	160 個
	使い捨てマスク	主主センダー公	200 枚
	携帯用拡声器	室堂センター受付	3 台
	60KVA 発電機	発電機室	2 台
	13KVA 発電機		1 台
	懐中電灯		2個
その他	予備電池各サイズ	- ・室堂センター	各 20 本
	ストレッチャー] 王王ピノダー]	1 台
	バーティカルストレッチャー		1 台
	AED		2 台

表6-2 くろゆり荘における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
情報収集・伝達	_	_	_
	携帯用拡声器		1 台
避難誘導	寝具用マット	くろゆり荘	228 枚
	毛布		684 枚
その他	_	_	_

表6-3 こざくら荘における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
情報収集·伝達	_	_	_
	携帯用拡声器		1 台
避難誘導	寝具用マット	こざくら荘	232 枚
	毛布		696 枚
その他	_	_	_

表6-4 御前荘における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
情報収集・伝達	_	_	_
	携帯用拡声器		1 台
避難誘導	寝具用マット	御前荘	228 枚
	毛布		684 枚
その他	_	_	_

表6-5 白山荘における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
情報収集·伝達	_	_	_
	携帯用拡声器		1 台
避難誘導	寝具用マット	白山荘	99 枚
	毛布		280 枚
その他	_	_	_

表6-6 白山雷鳥荘における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

活動区分	設備、資機材、備蓄物資	設置、または保管場所	数量
情報収集・伝達	インターネット端末(PC)		1 台
	携帯用拡声器		1 台
避難誘導	敷き布団	雷鳥荘	27 枚
世邦 符	毛布		27 枚
	かけ布団		27 枚
その他	_	_	_

■地区全体の保有設備、資器材、備蓄物資等の状況

- ・当地区における情報収集・伝達又は避難誘導の際に使用する設備・資器材、備 蓄物資は、下表のとおりである。
- ・代表施設は、毎年10月に各施設に報告を求め、更新する。

表6-7 白山室堂諸施設における保有設備・資器材、備蓄物資一覧

資機材等	室堂 ビジター センター	くろゆり荘	こざくら荘	御前荘	白山荘	白山雷鳥荘	合 計
テレビ	1 台	_	_	_	_	_	1 台
インターネット端末 (PC)	1 台		-	_	_	1 台	2 台
携帯電話	1 台	_	_	_	_	_	1 台
ラジオ	2 台	_	_	_	_	_	2 台
公衆電話	3 台	_	_	_	_	_	3 台
放送設備	一式			_		_	一式
医薬品	一式	_	_	_	_	_	一式
ヘルメット	160 個	_	_	_	_	_	160 個
使い捨てマスク	200 枚	_	_	_	_	_	200 枚
携帯用拡声器	3 台	1 台	1 台	1 台	1 台	1 台	8 台
寝具用マット	_	228 枚	232 枚	228 枚	99 枚	_	787 枚
毛布	_	684 枚	696 枚	684 枚	280 枚	27 枚	2,371 枚
敷き布団	_	_	_	_	_	27 枚	27 枚
かけ布団	_	_	_	_	_	27 枚	27 枚
60KVA 発電機	2 台			_		_	2 台
13KVA 発電機	1 台			_		_	1台
懐中電灯	2個	_	_	_	_	_	2個
予備電池各サイズ	各 20 本	_		_		_	各 20 本
ストレッチャー	1 台	_	_	_	_	_	1 台
バーティカル ストレッチャー	1 台	_	_	_	_	_	1 台
AED	2 台	_	_	_	_	_	2 台

- 7. 防災教育及び訓練の実施、日頃からの火山活動の観察
- ■当地区における研修・訓練の実施
 - ・毎年6月に、従業員を対象に火山避難訓練を実施する。
 - ・毎年7月、9月に、従業員を対象に火災時における避難訓練を実施する。
 - ・日頃から、関係機関主催の研修会や防災講演会等に関する情報の収集を行い、 参加に努める。

■避難確保計画の見直し

- ・毎年実施される訓練を通じて、計画の検証及び見直しを行う。
- ・施設や人事異動などで変更が生じた場合は、必要に応じて、その都度、計画修 正を行う。
- ■当施設における利用者への情報提供・啓発
 - ・情報掲示は以下のとおりである。

表 7-1 情報掲示内容等一覧

	·
情報内容	周知方法
1月刊(2)台	室堂ビジターセンター
建物内のより安全な場所、避難誘導経路	
施設周辺の避難ルート・避難先	
噴火警戒レベル・現状の火山活動状況	センターに掲示
火山防災マップ	
登山届の記入・提出の啓発資料	
白山紹介資料	

■日頃からの火山活動の観察

- ・日頃から、火山活動をよく観察し、何か変化に気づいた際にはその情報を金沢 地方気象台に伝達する。
- ・金沢地方気象台の連絡先は、以下のとおりである。

並次地方気象音 U/0-20U-1402	金沢地方気象台	076-260-1462
------------------------	---------	--------------

付表1 参考とするべき情報等

付表1 参考とするべき情報等						
情報名	概要					
	気象庁は、火山災害軽減のため、全国 110 の活火山を対象として、噴火警報・予報を発表している。噴火警報は、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に「警戒が必要な範囲」(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表する。また、噴火警報を解除する場合等には噴火予報を発表する。噴火警戒レベルが運用されている火山では、平常時からの地元の火山防災協議会で合意された避難計画の避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は噴火警戒レベルを付して、地元の避難計画と一体的に噴火警報・予報を発表する。なお、「噴火警報(居住地域)」は、平成 25 年 8 月 30 日より特別警報に位置づけられ、都道府県においては市町村への通知、市町村においては住民への周知の措置が義務付けられている。					
噴火警報・予報 噴火警戒レベルが運用されている火山						
	種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	
	特別	噴火警報 (居住地域)	居住地域及び	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生、あるいは切迫して いる状態と予想される。	
	警報	^{又は} 噴火警報	それより火口側	レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生する可能性が高まっ てきていると予想される。	
	警報	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場合 には生命に危険が及ぶ)噴火が 発生、あるいは発生すると予想される。	
		又は 火口周辺警報	火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ)噴火が発生、あるいは 発生すると予想される。	
	予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生命 IC危険が及ぶ)。	
噴火警報の発表例	噴火警報(噴火警戒レベル4、避難準備)の発表例 【居住地域に影響を及ぼすような規模の火砕流が予想される場合を想定】					
火山の状況に 関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項について、必要に応じて 定期的または臨時に解説する情報。					
火山活動解説資料	地図や図表を用いて、火山の活動の状況や警戒事項について、定期的または 必要に応じて臨時に解説する資料。					
噴火に関する 火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等を知らせる情報。					
降灰予報	住民等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的に「降灰予報(定時)」を、噴火発生直後に速やかに「降灰予報(速報)」を、噴火発生後に詳細な予報を「降灰予報(詳細)」で発表し、予想される降灰の範囲、降灰量、小さな噴石の落下範囲などを知らせる。					
火山ガス予報		こ長期間影響す 度が高まる可能			放出がある場合に、火山	
週間火山概況	過去一週	間の全国の火山流	活動の状況や	警戒事項をと	りまとめた資料。	
月間火山概況	前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項をとりまとめた資料。全国版と各地方版がある。					
地震・火山月報 (防災編)	月ごとの全国の地震·火山に関連した各種防災情報や地震·火山活動に関する 分析結果をまとめた資料。					

付表2 噴火警戒レベル表

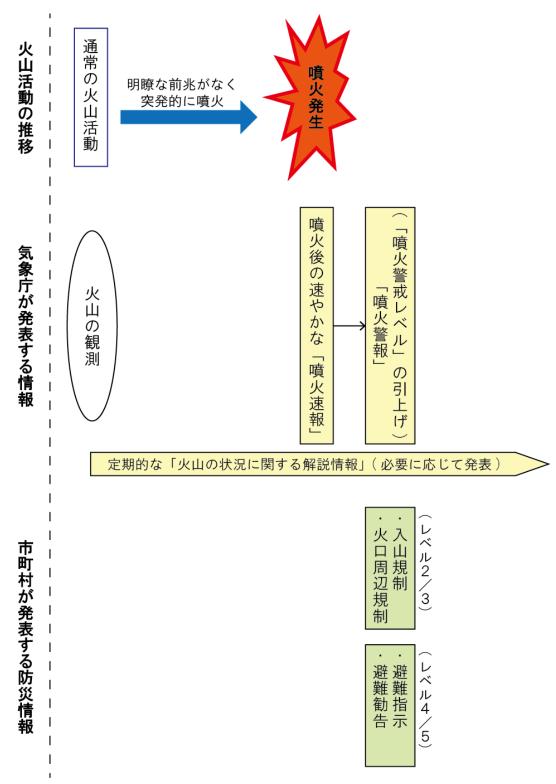
					白山の噴火警	戒レベル
種類	予報 警報		レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別	を及ぼす噴火が発生、 あるいは切迫している 状態にある。 状態にある。		●融雪型火山泥流(積雪期)が居住地域に到達、 あるいはそのような噴火が切迫している。 過去事例 事例なし			
警報	警報	それより火口側	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害 を及ぼす噴火が発生す ると予想される(可能 性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域 での避難準備、避難行 動要支援者の避難等が 必要。	●融雪型泥流 (積雪期) が居住地域まで到達するような噴火の発生が予想される。過去事例事例なし
警報	大の能性のないのは、大のには、大のには、大のには、大のに、ため、ないのは、では、大のは、大のは、大のは、大のは、大のは、一般を入ったが、ある。、大のに、大のに、大のに、大のに、大のに、大のに、大のに、大のに、大のに、大のに		居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状 況に応じて避難行動要 支援者の避難準備。 登山禁止・入山規制等 危険な地域への立入規 制等。	 ●火口から4km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 ●居住地域に到達しない程度の火砕流、融雪型火山泥流、溶岩流を伴う噴火が発生、または予想される。 過去事例 2200年前の噴火:溶岩流が約7km流下形成(白水滝溶岩)、溶岩ドームの形成 1554~56年:マグマ噴火が発生し、火砕流が約1km流下、溶岩ドームの形成 	
	報	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす (この範囲に入った 場合には生命に危険が 及ぶ)噴火が発生、あ るいは発生すると予想 される。	住民は通常の生活。 火口周辺への立入規制 等。	●火口から2km程度まで噴石を飛散させる噴火が発生、または予想される。 過去事例 1042年 : 翠ヶ池火口あるいは千蛇ヶ池火口から噴火、噴石
予報	噴火予報	火口内等	ことに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によっ て、火口内で火山灰の 噴出等が見られる(こ の範囲に入った場合には 生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内へ の立入規制等。	●火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び火口 近傍に影響する程度の噴出の可能性あり。 過去事例 2005年 : 地震活動活発 2011年3月: 地震活動活発 2014年12月: 地震活動活発
注) 火口と の噴火警	は、想	定火口域 ルは、地	をいう。 元市町村等と調整の上で作成したも		- rする。 - rする。 系する各市町村にお問い合わせください。

出典: 気象庁 HP より

付表3 突発的に噴火した場合の各情報の発表のタイミング

■各情報の発表のタイミングは以下のとおりである。

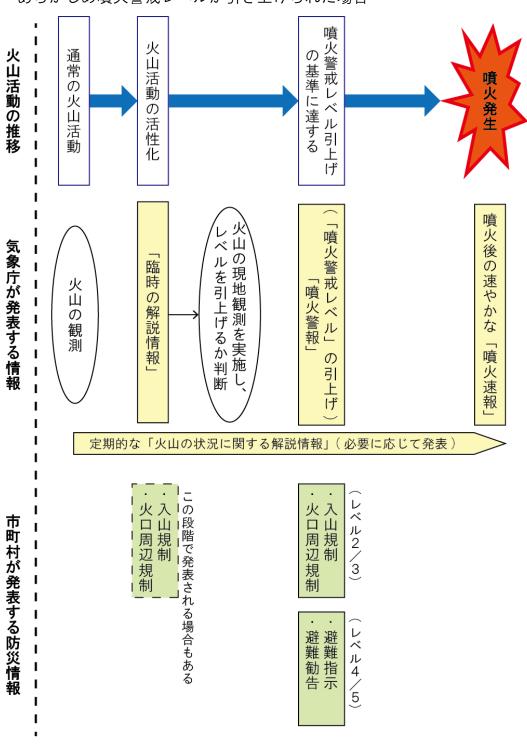




※噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。

付表4 あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合の 各情報の発表のタイミング

・あらかじめ噴火警戒レベルが引き上げられた場合



- ※火山活動の推移によっては、臨時の解説情報が発表されない場合があります。 ※噴火の規模によっては、噴火速報が発表されない場合があります。
- ※市町村は、臨時の解説情報が発表された段階で、火口周辺規制等を発表する場合もあります。